

報 告 事 項

令 和 元 年 9 月 定 例 会



## 令和元年9月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
25	平成30年度岡崎市決算に係る健全化判断比率について	1
26	平成30年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率について	5



令和元年報告第25号

平成30年度岡崎市決算に係る健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度岡崎市決算に係る健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年8月29日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

## 健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度岡崎市決算に係る健全化判断比率を次のとおり報告する。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	△1.2 (25.0)	— (350.0)

(注) 括弧内の数値は、早期健全化基準である。

31監第152号  
令和元年 8 月 23 日

岡崎市長 内 田 康 宏 様

岡崎市監査委員	岡 島	讓
同	中 根	常 彦
同	井手瀬	絹 子
同	神 谷	壽 広

健全化判断比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された平成30年度岡崎市決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

## 平成30年度岡崎市健全化判断比率審査意見

### 第1 審査の対象

平成30年度岡崎市決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和元年7月22日から同年8月23日まで

### 第3 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について計数の照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取して実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正なものであると認められた。

### 記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	△1.2 (25.0)	— (350.0)

(注) 括弧内の数値は、早期健全化基準である。



令和元年報告第26号

平成30年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年8月29日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

## 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率を次のとおり報告する。

会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
簡易水道事業特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	
病院事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

（注）各会計における経営健全化基準は、20.0%である。

31監第153号  
令和元年8月23日

岡崎市長 内 田 康 宏 様

岡崎市監査委員	岡 島	讓
同	中 根	常 彦
同	井手瀬	絹 子
同	神 谷	壽 広

公営企業の資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

## 平成30年度岡崎市公営企業資金不足比率審査意見

### 第1 審査の対象

平成30年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和元年7月22日から同年8月23日まで

### 第3 審査の方法

審査に当たっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について計数の照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取して実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正なものであると認められた。

### 記

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
簡易水道事業特別会計	— (20.0)
農業集落排水事業特別会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業会計	— (20.0)

(注) 括弧内の数値は、経営健全化基準である。